2　継続的な医療を要する者に対する説明に関する事項

5の㈡の確認を受けた病院又は診療所であって、5の㈡の厚生労働省令で定める要件に該当する体制を有するもの（他の病院又は診療所と相互に連携して5の㈡の当該機能を確保する場合を含む。）の管理者は、5の㈠の継続的な医療を要する者に対して居宅等において必要な医療の提供をする場合その他外来医療を提供するに当たって説明が特に必要な場合として厚生労働省令で定める場合であって、当該継続的な医療を要する者又はその家族からの求めがあったときは、正当な理由がある場合を除き、電磁的方法その他の厚生労働省令で定める方法により、その診療を担当する医師又は歯科医師により、当該継続的な医療を要する者又はその家族に対し、次に掲げる事項の適切な説明が行われるよう努めなければならないこととした。（第六条の四の二関係）

㈠　疾患名

㈡　治療に関する計画

㈢　当該病院又は診療所の名称、住所及び連絡先

㈣　その他厚生労働省令で定める事項

3　地域医療支援病院及び特定機能病院の承認取消事由の追加に関する事項

地域医療支援病院及び特定機能病院の承認を取り消すことのできる事由として、これらの病院の開設者が、5の㈤の命令に違反したときを追加することとした。（第二九条第三項及び第四項関係）

4　医療計画等の記載事項の見直しに関する事項

㈠　厚生労働大臣が基本方針において定めるもの及び都道府県知事が医療計画において定めるものとされている事項として、かかりつけ医機能の確保に関する事項を追加することとした。（第三〇条の三第二項及び第三〇条の四第二項関係）

㈡　厚生労働大臣は、基本方針に㈠の事項を定め、又はこれを変更するために必要があると認めるときは、都道府県知事又は5の㈠のかかりつけ医機能報告対象病院等の開設者若しくは管理者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、5の㈠の報告の内容その他の必要な情報の提供を求めることができることとした。（第三〇条の三の二第三項関係）

5　かかりつけ医機能の確保に関する事項

㈠　地域におけるかかりつけ医機能を確保するために必要な病院又は診療所として厚生労働省令で定めるもの（以下この5において「かかりつけ医機能報告対象病院等」という。）の管理者は、慢性の疾患を有する高齢者その他の継続的な医療を要する者として厚生労働省令で定める者（以下この5において「継続的な医療を要する者」という。）に対するかかりつけ医機能の確保のため、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を当該かかりつけ医機能報告対象病院等の所在地の都道府県知事に報告しなければならないこととした。（第三〇条の一八の四第一項関係）

(1)　かかりつけ医機能のうち、継続的な医療を要する者に対する発生頻度が高い疾患に係る診療その他の日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能（厚生労働省令で定めるものに限る。）の有無及びその内容

(2)　(1)の機能を有するかかりつけ医機能報告対象病院等にあっては、かかりつけ医機能のうち、継続的な医療を要する者に対する次に掲げる機能（イからニまでに掲げる機能にあっては、厚生労働省令で定めるものに限る。）の有無及びその内容

イ　当該かかりつけ医機能報告対象病院等の通常の診療時間以外の時間に診療を行う機能

ロ　病状が急変した場合その他入院が必要な場合に入院させるため、又は病院若しくは診療所を退院する者が引き続き療養を必要とする場合に当該者を他の病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院若しくは居宅等における療養生活に円滑に移行させるために必要な支援を提供する機能

ハ　居宅等において必要な医療を提供する機能

ニ　介護その他医療と密接に関連するサービスを提供する者と連携して必要な医療を提供する機能

ホ　その他厚生労働省令で定める機能

(3)　当該かかりつけ医機能報告対象病院等及び他の病院又は診療所が厚生労働省令で定めるところにより相互に連携して(2)の機能を確保するときは、当該他の病院又は診療所の名称及びその連携の内容

(4)　その他厚生労働省令で定める事項

㈡　都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、㈠による報告をしたかかりつけ医機能報告対象病院等（㈠の(2)のイからホまでの機能のいずれかを有する旨の報告をしたものに限る。）が、当該報告に係る当該機能について、当該機能の確保に係る体制として厚生労働省令で定める要件に該当するものを有すること（他の病院又は診療所と相互に連携して当該機能を確保する場合を含む。）を確認することとした。（第三〇条の一八の四第二項関係）

㈢　㈡による確認を受けたかかりつけ医機能報告対象病院等の管理者は、当該確認を受けた体制について変更が生じたときは、厚生労働省令に定めるところにより、その旨を都道府県知事に報告しなければならないものとし、この場合において、当該報告を受けた都道府県知事は、当該変更が生じた体制が㈡の厚生労働省令で定める要件に該当すること（他の病院又は診療所と相互に連携して㈡の当該機能を確保する場合を含む。）を確認することとした。（第三〇条の一八の四第四項関係）

㈣　都道府県知事は、㈡又は㈢による確認をしたときは、その結果を㈥の協議の場に報告するとともに、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表することとした。（第三〇条の一八の四第三項及び第五項関係）

㈤　都道府県知事は、かかりつけ医機能報告対象病院等の管理者が㈠若しくは㈢による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、期間を定めて、当該かかりつけ医機能報告対象病院等の開設者に対し、当該管理者をしてその報告を行わせ、又はその報告の内容を是正させることを命ずることができることとした。（第三〇条の一八の四第六項関係）

㈥　都道府県における外来医療に係る医療提供体制の確保に関する協議の場の協議事項として、㈠及び㈣の報告を踏まえた㈠の(1)及び(2)の機能の確保に必要な事項を追加することとした。（第三〇条の一八の五第一項関係）

㈦　都道府県は、㈠の(1)及び(2)の機能の確保に必要な事項（介護その他医療と密接に関連するサービスに関するものとして厚生労働省令で定める事項に限る。）を協議する場合には、関係する市町村の参加を求めるとともに、当該市町村が作成した地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第五条第一項に規定する市町村計画、介護保険法第一一七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画その他医療と密接に関連するサービスに関する計画の内容を考慮することとした。（第三〇条の一八の五第三項関係）

㈧　都道府県は、㈠の(1)及び(2)の機能の確保に必要な事項を協議する場合には、対象区域における住民の健康の保持の推進に関する施策の実施の状況、高齢者保健事業（高齢者の医療の確保に関する法律第一二五条第一項に規定する高齢者保健事業をいう。）その他これと一体的に行われる事業の実施の状況及び地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第二条第一項に規定する地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の状況に留意することとした。（第三〇条の一八の五第四項関係）

6　医療法人に関する情報の調査及び分析等に関する事項

㈠　都道府県知事は、地域において必要とされる医療を確保するため、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する医療法人の活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項について、調査及び分析を行い、その内容を公表するよう努めることとした。（第六九条の二第一項関係）